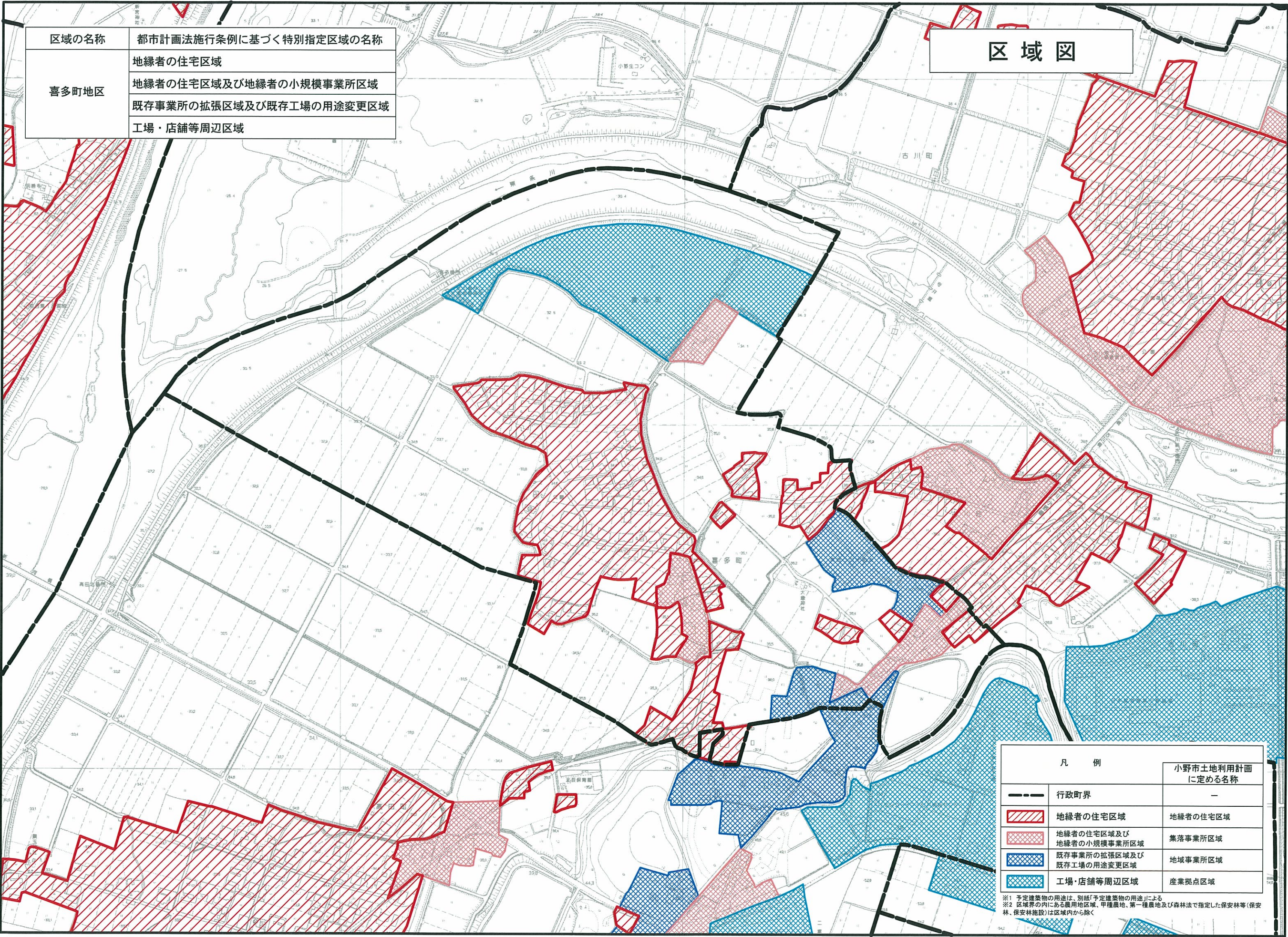


区域の名称	都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の名称
喜多町地区	地縁者の住宅区域
	地縁者の住宅区域及び地縁者の小規模事業所区域
	既存事業所の拡張区域及び既存工場の用途変更区域
	工場・店舗等周辺区域

区域図



凡 例		小野市土地利用計画 に定める名称
---	行政町界	—
	地縁者の住宅区域	地縁者の住宅区域
	地縁者の住宅区域及び 地縁者の小規模事業所区域	集落事業所区域
	既存事業所の拡張区域及び 既存工場の用途変更区域	地域事業所区域
	工場・店舗等周辺区域	産業拠点区域

※1 予定建築物の用途は、別紙「予定建築物の用途」による
※2 区域界の内に農用地区域、甲種農地、第一種農地及び森林法で指定した保安林等(保安林、保安林施設)は区域内から除く